

河内長野市第6次総合計画及び河内長野市第3期  
まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る  
基礎調査等業務プロポーザル実施要領

令和5年7月

河内長野市 総合政策部 政策企画課

## 1. 基本的事項

河内長野市（以下、「本市」という。）では、平成 28 年度からの 10 年間を計画期間とする「河内長野市第 5 次総合計画」（以下、「現行計画」という。）に基づき、「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野」を都市の将来像としてまちづくりを進めてきたが、この計画は令和 7 年度をもって計画期間が終了する。

また、令和 3 年度からの 5 年間を計画期間とする「河内長野市第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第 2 期戦略」という。）は、「河内長野市第 5 次総合計画」後期基本計画等との整合を図り、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標及び施策を位置付けたものであるが、この戦略も令和 7 年度をもって計画期間が終了する。

これまでの間、時代の変化に伴う人々のライフサイクルや価値観の多様化とともに、少子高齢化と人口減少の進行、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症などさまざまな問題が生じており、持続可能で強靱な社会の実現が求められている。

こうした状況を踏まえ、これまでの変化への対応や、これからの 10 年間の変化を予測しながら、令和 8 年度以降に本市が目指すまちの将来像を描き、その実現のための行政運営の指針を示すために、河内長野市第 6 次総合計画及び河内長野市第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「新計画等」という。）を令和 7 年度中に策定する予定である。

令和 5 年度は、新計画等の策定にあたり、実効性の高い計画とするため、その計画策定に必要な基礎調査等業務を実施するものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名称

河内長野市第 6 次総合計画及び河内長野市第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る基礎調査等業務

### (2) 業務内容

別紙「河内長野市第 6 次総合計画及び河内長野市第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る基礎調査等業務仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日まで

### (4) 委託上限額

3,000,000 円（消費税、地方消費税を含む）

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。

## 3. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は参加することができる。なお、共同企業体（JV）による参加は認めない。

### (1) 本市の入札等に係る令和 5 年度有資格者名簿に登録されている者

なお、実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、次のアからウの要件を満たすものとする。

- ア 営業について免許、許可又は登録を要するものにあたっては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
  - イ 令和5年4月1日時点で、引き続き2年以上その営業を行っていること。
  - ウ 国税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
  - (3) 本市から指名停止措置等を受けていない者
  - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者
  - (5) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者
  - (6) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者は参加可）
  - (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者は参加可）
  - (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
  - (10) 過去10年間（平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間）で、地方公共団体等において、本業務と同規模、同種又は類似業務の受託実績があること。

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル選考スケジュールは下記のとおりとする。

項目	期日
(1)実施要領の交付	令和5年7月18日（火）
(2)参加表明書の受付期限	令和5年8月1日（火）午後5時30分まで
(3)質問書の受付期限	令和5年8月1日（火）午後5時30分まで
(4)質問書に対する回答	令和5年8月4日（金） 質問の提出に合わせ随時回答を公表
(5)企画提案書等の受付期限	令和5年8月18日（金）午後5時30分まで
(6)ヒアリング	令和5年8月29日（火）
(7)審査結果の通知	令和5年9月初旬
(8)業務委託に係る協議	決定後、速やかに協議
(9)業務委託に係る契約	令和5年9月中旬

## 5. プロポーザルの内容

### (1) 実施要領の交付に関する事項

#### ① 交付方法

実施要領の交付は、河内長野市ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、河内長野市ホームページからダウンロード可。)

<事務局>

河内長野市役所 3階 総合政策部政策企画課

住所：〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話：0721-53-1111 (内線 343)

Email：[kikaku@city.kawachinagano.lg.jp](mailto:kikaku@city.kawachinagano.lg.jp)

<市ホームページ>

URL：<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/30/>

#### ② 交付日

令和5年7月18日(火)

### (2) 参加表明書に関する事項

#### ① 提出方法

事務局に持参又は郵送(書留郵便に限る)するものとする。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時30分までに提出すること。

#### ② 提出書類

- ・プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- ・会社概要書(様式第2号)
- ・業務実績報告書(様式第3号)
- ・暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書(様式第4号)
- ・法人の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(3月以内に交付されたもの)
- ・定款、寄付行為
- ・国税の納税証明書、及び市町村税の未納がないことの証明書
- ・印鑑証明書

#### ③ 受付期間

令和5年7月19日(水) 午前9時から

令和5年8月1日(火) 午後5時30分まで

※郵送の場合、令和5年8月1日(火) 必着。

#### ④ 提出部数

3部(原本1部、写し2部)を提出すること。

### (3) 質問書に関する事項

#### ① 提出方法

企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、事務局あて電子メールで送信すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

② 質問書の様式

様式は自由とするが、電子メールの表題は「新計画等策定に係る基礎調査等業務プロポーザルに関する質問」とし、必ず業者名、及び担当者氏名、連絡先を記入すること。（送信データの容量は3MB以内）

③ 受付期間

令和5年7月19日（水）午前9時から

令和5年8月1日（火）午後5時30分まで

(4) 質問書に対する回答に関する事項

① 回答方法

事務局は、提出された質問事項について、本市ホームページ上に随時回答を公表する。なお、質問に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなす。

② 回答期限（予定）

令和5年8月4日（金）

(5) 企画提案書の提出に関する事項

① 企画提案書の構成

企画提案書は、次に示す項目・内容の順に記載し、それぞれの内容の標題を明確に示すこと。

NO.	項目	内容
1	基本姿勢	・本市の特性や本業務に対する理解及び分析と、それらを踏まえた本業務遂行の基本的な姿勢・考え方 ・新計画等の策定に繋ぐための基本的な考え方
2	基礎調査等に関する提案	・人口動態及び社会潮流の把握・分析の考え方と手法 ・人口・空き家等の分析及び将来推計についての考え方と手法 ・その他、少子・高齢化、情報化、国際化、デジタル化、環境問題及び経済状況などを把握・分析するための調査についての考え方と手法 ・基礎調査等の結果を踏まえた課題と方向性を見出す手法
3	策定支援についての取組	・現行計画等の総括方法や進め方 ・社会環境の変化や時代潮流の動向の把握、先進事例等の把握、本市への影響の整理・分析方法 ・河内長野市ブランディング事業（※）と整合した取組方法 ・新計画等の策定視点・策定方針、構成、策定体制などについて考え方
4	独自提案	新計画等の策定に向けた独自提案
5	業務実施体制	提案内容を実施するための配置人員及び組織体制

※河内長野市ブランディング事業：ブランディングとは、単なるプロモーション活動ではなく、本市の経営戦略であり、本市のイメージをポジティブに大転換を図る取組として令和5年度から実施。令和5年度は、本市職員が本市の魅力を深く理解し、全ての部局が連携してブランディング事業を推進する体制を構築するとともに、庁内外へのアンケート調査等により本市の課題抽出・現状分析を行い、本市の優位点や魅力などポジティブ要素の掘り起こしを行う。さらに、本市職員全員で本市の目指す姿を共有したうえで、本市の唯一無二の価値である「ブランド理念」を構築し、効果的・継続的に推進するために必要となる概ね10年間の基本方針と戦略を策定する。ブランド理念等は、河内長野市第6次総合計画の指針とする予定。

## ② 提出方法

- ・参加表明書を提出した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ・事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時30分までに提出すること。
- ・期限までに提出されなかった場合、参加の意思がないものとして辞退とみなす。
- ・辞退をした場合であってもその後辞退したことによる不利益は生じない。

## ③ 提出書類

企画提案書については、以下により提出すること。なお、作成にあたっては専門知識がない者にも分かりやすい表現にすること。

- ・企画提案書表紙（様式第5号）
- ・企画提案書
- ・管理責任者報告書（様式第6号）
- ・見積書（任意様式）※積算内訳書も添付すること。

## ④ 受付期間

令和5年8月7日（月）午前9時から

令和5年8月18日（金）午後5時30分まで

※郵送の場合、令和5年8月18日（金）必着。

## ⑤ 提出部数

上記の書類を順番にA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙に参加事業者名を記載したものの8部（原本1部、写し7部）を提出すること。

## ⑥ 企画提案書作成上の留意点

- ・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
- ・文字サイズは、11ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で30ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない）とすること。  
なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなす。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、具体的に記載すること。

## （6）候補者の選定に関する事項

### ① 審査委員会

優先交渉権者の選定は、河内長野市第6次総合計画及び河内長野市第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る基礎調査等業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

## ② 選定方法

・審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、審査基準（別表 1）のとおり採点を行い、最低評価点（60 点）を上回る者の中から評価点の高い者から順に、最優秀提案者 1 者、次点提案者 1 者を選定する。なお、同点の場合は、審査基準の評価項目「提案価格」の得点の高い者を最優秀提案者とする。ただし、企画提案書提出者が 1 者の場合は最優秀提案者 1 者のみの選定となる。

## ③ ヒアリング

- ・事務局は、電子メールにてヒアリングへの参加の可否を通知する。
- ・審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記のとおりヒアリングを実施する。

	留意事項
開催日	令和 5 年 8 月 29 日（火）
場所	河内長野市役所内の会議室
時間	45 分以内
内容	提出した企画提案書の概要説明（20 分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約 20 分）
出席者	3 名以内
出席者の条件	優先交渉権者となった場合に、本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。なお、概要説明を行う者は、本業務の主担当者とする。
使用機器等	概要説明にパワーポイント等を使用する場合は事前に連絡するとともに、使用するパソコン、プロジェクター等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、スクリーンは本市で用意する。

< 辞退する場合 >

- ・ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ持参又は郵送することとする。
- ・ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

## ④ 審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和 5 年 9 月 1 日（金）以降に文書で通知する。なお、審査結果は、最優秀提案者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を、令和 5 年 9 月 1 日（金）以降に河内長野市ホームページに掲載する。

## 6. 契約に関する事項

### ① 契約の締結

本市は、選定で優先交渉権者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行う。

② 契約者

河内長野市

③ 契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条の規定による。

## 7. 参加者の欠格に関する事項

参加者は以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 実施要領に違反すると認められる場合
- (6) その他、指示した事項に違反した場合

## 8. その他

- ・本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りに基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- ・本市が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- ・本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。
- ・見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。
- ・本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。



別表1 「評価項目」

区分	項目	評価内容	配点
業務内容	基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の特性や本業務に対する理解及び分析と、それらを踏まえた本業務遂行の基本的な姿勢・考え方</li> <li>新計画等の策定に繋ぐための基本的な考え方</li> </ul>	20
	基礎調査等に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口動態及び社会潮流の把握・分析の考え方と手法</li> <li>人口・空き家等の分析及び将来推計についての考え方と手法</li> <li>その他、少子・高齢化、情報化、国際化、デジタル化、環境問題及び経済状況などを把握・分析するための調査についての考え方と手法</li> <li>基礎調査等の結果を踏まえた課題と方向性を見出す手法</li> </ul>	20
	策定支援についての取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画等の総括方法や進め方</li> <li>社会環境の変化や時代潮流の動向の把握、先進事例等の把握、本市への影響の整理・分析方法</li> <li>河内長野市ブランディング事業と整合した取組方法</li> <li>新計画等の策定視点・策定方針、構成、策定体制などについて考え方</li> </ul>	20
独自提案		新計画等の策定に向けた独自提案	10
業務実施体制		提案内容を実施するための配置人員及び組織体制	10
業務実績		過去10年間の他自治体での類似業務実績	10
提案価格		業務内容に見合った適正な提案価格 ※見積金額の最も安価な者を満点、次に安価な者を8点、以下順位が1つ下がるごとに1点減点する。	10